

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野16：多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(2)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(3)	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(1)-①-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(4)	市民農園整備促進法 (平成2年)	—	—	—	(2)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年)	—	—	—	(2)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

(6)	都市農業振興基本法 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与した。	—
(7)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与した。	—
(8)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組まをを総合的に支援することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化、都市農業の振興を通じた都市農業の理解の促進に寄与した。	0204
(9)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農住組合関係) (昭和56年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第65条の10) 法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(10)	都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の納税猶予等の継続の特例 (平成26年度)	<388> (<41,533 の内数>)	<370> (<40,528 の内数>)	<352>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第70条の4第15項の一部、第16項、第70条の6第19項の一部、第20項) 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、譲渡後新たに取得する宅地化農地等や、相続時に納税猶予を適用しなかった農地等であっても、譲渡後1年以内に生産緑地指定等を完了すれば、納税猶予の継続を認める制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。